【Ⅲ法規】　**表17「建築士法」の出題法文一覧表**

※法文の適用法令年月日（平成28年11月28日）：**頁**数は、「平成29年版　建築関係法令集　法令編　（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H9	H10	H11	H12	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19	H20	H21	H21	H21	H22	H22	H22	H22	H23	H23	H23	H24	H24	H24	H25	H25	H25	H26	H26	H26	H27	H27	H27	H27	H28	H28	H28	H28	計	率	出題問題の傾向分析（ここは過去問の活用に該当するので会員講座のみでの公開）
				問題番号⇒	21	22	21	20	21	21	21	19	19	19	17	18	25	19	21	22	23	22	23	24	25	21	22	23	26	21	22	23	21	22	23	21	22	23	21	22	23	29	21	22	23	24	問	%	
①	**法目次**	**568**																																													
	法2条	570	定義									3												4			2							1,2											5	2.8	
	法2条の2	570	職責																								3																		1	0.6	
	法3条	570	一級の設計又は工事監理		3			3		1	1	1,4	1			4								1							1						1,3								12	6.6	ここの「出題問題の傾向分析」は、その法文で出題されている「過去問」について、代表的なものを抜粋して長文は可能な限り短文に変更する等により、取りまとめたものである。 文面は、過去問を参考にしていることから、（公財）建築技術教育普及センターとの過去問の使用許諾条件により、「会員講座」のみでの公開としている（会員講座の「出題法文一覧表」は、ここの出題問題の傾向分析も記載あり）。
	法3条の2	571	一級二級の設計又は工事監理																										1															1	0.6	
	法5条	571	免許の登録																1													2												2	1.1	
	法5条の2	572	住所等の届出		5					2														3												2								4	2.2	
	法7条	572	絶対的欠格事項					2											3									2		1				1,2							4			7	3.9	
	法8条の2	572	建築士の死亡等の届出																																	4								1	0.6	
	法9条	573	免許の取消し												2																1	4											3	1.7	
②	法10条	573	懲戒		2					4			3		5		1~5		2				4		3						3			2,3,4	3	3				4	1,3			2		22	12.2	
	法10条の2の2	574	構造・設備設計一級の交付																			1					4																		2	1.1	
	法10条の17	577	一級登録の事務の実施																4													4												2	1.1	
	法18条	584	設計及び工事監理		1			5		3			5		1	3							2																					3		8	4.4	
	法19条	585	設計の変更			3					2			3		1							1			4																	2			7	3.9	
	法19条の2	585	免許証の提示																																								1			1	0.6	
	法20条	585	業務に必要な表示行為		4	2	3	1				5				5		4				3		3		2			3							1				1					13	7.2	
	法20条の2	585	構造設計の特例																			2					1,2		4																4	2.2	
	法20条の3	586	設備設計の特例																			4					3																		2	1.1	
	法21条	586	その他の業務					4																																					1	0.6	
	法21条の3	586	違反行為の禁止																									1															3			2	1.1	
	法22条の2	587	定期講習																		1,2,3		3								3				4											6	3.3	
	法22条の4	588	建築士会及び建築士会連合会																					1																						1	0.6	
	法23条	588	建築士事務所の登録（更新）			1				5	3,4	2	4							4			1,2					4			4		1						1,2,3				4			16	8.8	
	法23条の5	590	変更の届出				1		5					1	4	2										1																		3		7	3.9	
	法23条の6	590	設計の報告書															2											4																2	1.1	
	法23条の7	590	廃業の届出						2																																2					2	1.1	
	法24条	591	建築士事務所の管理			4	2								2						4					3				2		2							3			1			9	5.0	
	法24条の3	591	再委託の制限																	1						2			3			3					4								5	2.8	
	法24条の4	591	帳簿及び図面の保存								5		2					1											1																4	2.2	
	法24条の6	592	書類の閲覧						3					4				3																												3	1.7	
	法24条の7	592	重要事項の説明											5						3																	2								3	1.7	
	法24条の8	592	書面の交付						4											2									2								3,4								5	2.8	
	法24条の8	593	保険契約の締結																																							4			1	0.6	
	法25条	593	業務の報酬																													4									2			2	1.1	
	法26条	593	監督処分				4		1						3								4																				2			5	2.8	
	法26条の2	594	報告及び検査				5											5																												2	1.1	
	法26条の4	594	指定事務所登録機関																					4																				1		2	1.1	
	法27条の5	594	苦情の解決																					2																						1	0.6	
	法38条	597	罰則																																							4				1	0.6	
	法41条	598	罰金30万円																																										1,2	1	0.6	
	法44条	599	罰金10万円																																										4	1	0.6	
③	**規則目次**	**604**																																													
	規則17条の36	614	定期講習																																									3		1	0.6	
	規則18条	615	更新の登録の申請			5																																							1	0.6	
	合　計																																												181	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。